

(別紙)

食品表示基準Q & A

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>食品表示基準Q & A (平成27年 3月30日消食表第140号)</p> <p>目次</p> <p>はじめに～ (加工-222) (略)</p> <p><u>(栄養成分の補給ができる旨関係)</u></p> <p>(加工-223) 容器包装に、一般的に知られていることを謳った場合 (例: 「みかんにはビタミンCがたくさん含まれます」、「豚肉200gで1日に必要なビタミンB₁が摂取できます」)、栄養強調表示の規定に従った表示が必要となりますか。</p> <p>(加工-224) 「清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品」の具体的な範囲 (味噌汁、スープ、ゼリー飲料等の位置付け) について、基準値は100gと100mlのどちらで取り扱われるのですか。</p> <p>(加工-225) ～ (附則-4) (略)</p> <p><u>別添 製造所固有記号</u></p> <p>I 制度</p> <p><u>(固有記号-1) 製造所固有記号制度とは何ですか。</u></p> <p><u>(固有記号-2) 平成28年4月1日に施行される食品表示基準に基づく製造所固有記号の制度とこれまでの制度との違いを教えてください。</u></p> <p><u>(固有記号-3) アイスクリーム、牛乳、チーズ等に販売者の住所及び氏名又は名称と製造所固有記号をもって表示することはできますか。</u></p> <p>II 同一製品</p> <p><u>(固有記号-4) 以下の製品Aと製品Bは、「同一製品」に該当しますか。</u></p> <p>① <u>「通常販売している製品A」と「原材料及び添加物の配合等規格は製品Aと同一であるが、季節限定パッケージに入れられた製品B」</u></p> <p>② <u>「通常販売している製品A」と「原材料及び添加物の配合等規格は製品Aと同一であるが、内容量が異なり、包材の大きさも異なる製品B」</u></p> <p>③ <u>「通常販売している商品A」現行の包材の上にキャンペーン等のシ</u></p>	<p>食品表示基準Q & A (平成27年 3月30日消食表第140号)</p> <p>目次</p> <p>はじめに～ (加工-222) (略)</p> <p>(加工-223) 容器包装に、一般的に知られていることを謳った場合 (例: 「みかんにはビタミンCがたくさん含まれます」、「豚肉200gで1日に必要なビタミンB₁が摂取できます」)、栄養強調表示の規定に従った表示が必要となりますか。</p> <p><u>(栄養成分の補給ができる旨関係)</u></p> <p>(加工-224) 「清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品」の具体的な範囲 (味噌汁、スープ、ゼリー飲料等の位置付け) について、基準値は100gと100mlのどちらで取り扱われるのですか。</p> <p>(加工-225) ～ (附則-4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

ールを貼る場合又は販促品（おまけ）を取り付ける場合
（固有記号－5）外見から内容量が分かるものは内容量の表示を省略できる
場合がありますが、例えば、表示のない個包装の加工食品を3つ束ねて表
示しているものと5つ束ねて表示しているものは、「同一製品」に該当し
ますか。
（固有記号－6）同一規格について、例外となるケースはありますか。

III 原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合

（固有記号－7）「原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場
合」に製造所固有記号を使用することができるとなっておりますが、「例外」
について具体的に教えてください。

（固有記号－8）同一敷地内で建屋が異なる2つの自社工場A、Bで同一製
品を製造している場合であって、住所が同じとき又は異なるときは、いず
れも「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」の要件に該当しま
すか。

（固有記号－9）自社工場AとBがあり、それぞれにおいて、同一製品を製
造しています。自社工場Aの所在地が本社と同じ場合には、「同一製品を
二以上の製造所で製造している場合」に該当しますか。

（固有記号－10）同一製品を自社工場Aと他社工場B（製造委託）で製造し
ている場合は、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当
しますか。また、該当する場合、届出や表示はどのように行えばよいです
か。

（固有記号－11）以下の場合は、「同一製品を二以上の製造所で製造してい
る場合」に該当しますか。

- ① 中間加工原料を製造する工場と、その後、それをを用いて最終製品を
製造する工場の2工場で製造する場合
- ② 繁忙期（例えば、年末の1～2か月間）だけ、2以上の工場で製造
する場合
- ③ 新商品について、売行きがよい場合には、2以上の工場で製造する
予定がある場合
- ④ 届出時には2以上の工場で製造しているが、届出の有効期間内に製
造を縮小し、いずれ1工場で製造する予定がある場合

IV 応答義務

（固有記号－12）製造所の所在地等が製造所固有記号で表示されている場合、
消費者は、どのようにして製造所の所在地等を把握すればよいですか。

（固有記号－13）製造所固有記号で表示される製造所の所在地又は製造者の
氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者は誰になる
のですか。

（固有記号－14）製造所固有記号で表示される製造所の所在地や製造者の氏

名若しくは名称について、消費者から情報の提供を求められたときには、何をどこまで回答したらよいのですか。

(固有記号-15) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトとして、消費者庁のデータベースへのリンクを張ることはできますか。

(固有記号-16) 表示されたアドレスのウェブページに製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称そのものを掲載する必要がありますか。

(固有記号-17) 食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、製造所固有記号を表示する場合に、別途次の項目のいずれかを表示する必要がありますが、具体的な表示方法を教えてください。

① 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先

② 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）

③ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

(固有記号-18) 固有記号-17の質問中の①及び②に関する事項名は、それぞれ、「お客様ダイヤル」、「当社ウェブサイトアドレス」に限定されるのでしょうか。

(固有記号-19) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトアクセスできる二次元コードを表示する場合には、どのように表示したらいいですか。

V 届出の方法等

(固有記号-20) 平成28年4月1日から運用が開始される予定の新しいデータベースへの入力方法等の具体的な手続はどのようになりますか。

(固有記号-21) 食品表示基準に基づく製造所固有記号を表示する場合には、改めて届出を行う必要がありますが、その際、廃止された食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の規準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下単に「旧制度」という。）に基づき取得している製造所固有記号と同じ記号を届け出すことはできますか。

(固有記号-22) 製造所固有記号は、新しいデータベースに届出（登録）した日から使用することができますか。

(固有記号-23) 製造所固有記号は5年ごとに更新の届出を必要としていますが、起算日はどの時点になりますか。また、更新の届出は5年の期間が満了する日の何日前からできますか。

(固有記号-24) 有効期間内に製造所に係る届出情報を変更した場合の更新期限は、当該変更の届出を行った日から起算して5年になりますか。

(固有記号-25) 製造所固有記号の廃止の届出を行ったのですが、同じ製造

所で、再度、同一製品を製造することになりました。この場合、廃止した製造所固有記号と同じ記号で再度届け出ることができますか。

(固有記号-26) 新たな製造所固有記号の届出について、

- ① 届出先
- ② 届出に必要な書類
- ③ 届出の方法
- ④ 届出が受理されたことをどのようにして知ることができるか
- ⑤ 届出を行った記号についてデータベースに掲載されていることを確認する際にはどうすればよいか
- ⑥ 届出に不備があった場合どうすればよいか

等届出に係る手続について教えてください。

(固有記号-27) 製造所に係る届出情報を変更する場合や製造所固有記号の使用を中止した場合の手続を教えてください。

(固有記号-28) 製造所に係る届出情報に変更が生じた場合や製造所固有記号の使用を中止する場合は、速やかに届出を行うこととされていますが、変更や中止した日から何日以内に届け出る必要がありますか。

(固有記号-29) 製造者又は販売者と製造所固有記号の組合せから製造所を特定することが困難になる場合は、製造所に係る届出情報の変更が認められないとありますが、具体的にどのような場合ですか。

(固有記号-30) 当社の名称は、英語（ローマ字）表記で法人登記を行っていますが、製造所固有記号の届出に必要な製造者の名称も法人登記している英語（ローマ字）表記の名称で問題ないですか。

(固有記号-31) 製造所固有記号制度の基本情報について、食品関連事業者の名称や住所（所在地）はどのように届け出ればよいでしょうか。

(固有記号-32) 食品関連事業者の住所（所在地）について、新しい製造所固有記号では、法人の場合、本社の住所（所在地）を届け出ることになっていますが、包材に表示する食品関連事業者（表示責任者）が営業所の場合、住所は、どのように届け出ればよいでしょうか。

(固有記号-33) 製造所固有記号は、屋号のみで届け出ることができますか。

(固有記号-34) 食品を製造している工場を有する食品関連事業者と最終的に衛生状態を変化させる小分け包装を行う工場を有する食品関連事業者とが異なる場合、小分け包装後の食品に係る製造所固有記号の届出に当たり、どちらの食品関連事業者を届け出ることになりますか。

(固有記号-35) 製造所固有記号は誰が決めるのですか。

(固有記号-36) 製造所固有記号には文字の種類や文字数に制限がありますか。

(固有記号-37) 製造所固有記号に冠する「+」は、製造所固有記号の一部に当たりますか。

(固有記号-38) 1社の販売者から複数の食品の委託を受けている製造者が、同一製品を複数の製造所で製造している場合、食品ごとに製造所固有記号

を変えることはできますか。

(固有記号-39) 1社の販売者から複数の製造所に同一製品の製造を委託する場合、それぞれの製造所に対し、同一の製造所固有記号を使用することは認められますか。

(固有記号-40) 同一の事業者が、表示責任者として製造者及び販売者の双方の立場になることがあります。例えば、A社が同一製品を自らの製造所Bと他者の製造所Cで製造する場合、製造所Bと製造所Cの製造所固有記号をいずれも「X」として届け出ることができますか。

(固有記号-41) 製造所固有記号の届出に関し、変更や廃止のための届出制度はありますか。

(固有記号-42) 製造所固有記号制度届出データベースによる届出以外の方法による届出は可能ですか。

(固有記号-43) 電話で受付状況の問合せができますか。

(固有記号-44) 製造所固有記号の各種届出に、手数料は掛かりますか。

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

VI 表示の方式等

(固有記号-46) 製造所固有記号に冠する「+」は、包材にあらかじめ印刷しておく必要がありますか、それとも製造所固有記号の印字と同時に印字してもよいのでしょうか。

(固有記号-47) 新しい製造所固有記号については、全角で届出をしていますが、包材に製造所固有記号を表示する際に全角で表示する必要がありますか。

(固有記号-48) 「食品表示基準について」では、同一製品を、製造者が自らの製造所で製造するとともに、他者の製造所に委託して製造する場合には、食品表示基準別記様式1の「製造者」及び「販売者」の事項名を表示をしなくとも差し支えないとしていますが、なぜでしょうか。

VII 業務用食品

(固有記号-49) 業務用食品も同一製品を2以上の製造所で製造していなければ、製造所固有記号を使用できないのですか。

(固有記号-50) 業務用食品に製造所固有記号を使用する場合、「+」を冠して表示しなければならないのでしょうか。

VIII 経過措置期間の扱い

(固有記号-51) 新たな製造所固有記号制度の施行から経過措置期間中（平成28年4月1日～平成32年3月31日）に、従前の製造所固有記号制度における届出をすることはできますか。

(固有記号-52) 新しい製造所固有記号制度は、平成28年4月1日に施行されますが、旧制度に基づく製造所固有記号の表示の経過措置期間は設けら

れていますか。

(固有記号-53) 旧制度に基づく製造所固有記号の届出については、平成28年3月31日までとされていますが、下記のような場合には、旧制度下において届け出た内容と異なるため、旧制度に基づく製造所固有記号による表示はできなくなるのでしょうか。

- ① 市町村合併により住所変更が生じた場合
- ② 有限会社（特例有限会社）から株式会社に変更した場合
- ③ 個人事業主が法人化した場合

(固有記号-54) 賞味期限が3年の一般用加工食品の場合、当該製品を平成29年6月に製造すると、賞味期限は平成32年5月になります。賞味期限の平成32年5月は経過措置期間が過ぎていることとなりますが、この場合、平成29年5月の製造時に製造所固有記号の新制度のみが適用されるのでしょうか。

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～（玄米精米-33）
（略）

はじめに～（総則-21） （略）

（総則-22） 保健機能食品やいわゆる健康食品の制度については、他に参照すべきQ&A等がありますか。

（答）

特定保健用食品及びいわゆる健康食品については、「特定保健用食品の表示許可等について」（平成26年10月30日消食表第259号）、「特定保健用食品の表示に関するQ&A」（平成23年6月）等も参照してください。

なお、機能性表示食品及び栄養機能食品については、本Q&Aによることとします。

（総則-23）～（加工-25） （略）

（加工-26） 次の例のように、表示箇所を指定する方法で、賞味期限の年月日を単独で表示した場合、製造所固有記号、ロット番号、その他の記号を併記してもよいですか。

（表示例）

表示部分	記載部分（缶底左側）
賞味期限 缶底左側の上段に年月で記載 ・・・	16. 4 / ±ABC Lot 1
製造者（販売者） ○○○	

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～（玄米精米-33）
（略）

はじめに～（総則-21） （略）

（総則-22） 保健機能食品やいわゆる健康食品の制度については、他に参照すべきQ&A等がありますか。

（答）

特定保健用食品及びいわゆる健康食品については、「特定保健用食品の表示許可等について」（平成26年10月30日消食表第259号）、「健康食品に係る制度に関する質疑応答集について」（平成17年2月28日食安新発第0228001号、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知）、「特定保健用食品の表示に関するQ&A」（平成23年6月）等も参照してください。

なお、機能性表示食品及び栄養機能食品については、本Q&Aによることとします。

（総則-23）～（加工-25） （略）

（加工-26） 次の例のように、表示箇所を指定する方法で、賞味期限の年月日を単独で表示した場合、製造所固有記号、ロット番号、その他の記号を併記してもよいですか。

（表示例）

表示部分	記載部分（缶底左側）
賞味期限 缶底左側の上段に年月で記載 ・・・	16. 4 / ABC Lot 1
製造者（販売者） ○○○	

製造所固有記号 缶底左側の上段に記載

(答)

製造所固有記号の表示については、製造者名又は販売者名の次に連記することを原則としていますが、製造者名又は販売者名の次に当該記号の表示場所を明記し、かつ原則として当該記号が製造所固有記号である旨を明記すれば、容器包装の形態等から判断して、連記しなくとも差し支えありません。

その際、製造所固有記号に加え、これと紛らわしいロット番号等その他の記号を併記する場合にあっては、「製造所固有記号 ○○に記載」と具体的に表示箇所を指定する方法で表示する必要があります。

(表示例)

表示部分

賞味期限 缶底左側の上段に年月で記載
・・・
製造者（販売者） ○○○
製造所固有記号 缶底左側の下段に記載

記載部分

16.4 /
±ABC Lot. 1

賞味期限 缶底左側の上段に年月で記載
・・・
製造者（販売者） ○○○
製造所固有記号 缶底左側の上段に記載

16.4 / ±ABC
Lot. 1

賞味期限 缶底左側の上段に年月で記載
・・・
製造者（販売者） ○○○
製造所固有記号 缶底左側の下段に記載

1604 / Lot. 1
±ABC

(加工-27) ~ (加工-41) (略)

(加工-42) 冷凍状態で販売店まで流通し、販売店において販売時に解凍して冷蔵状態で販売されることを前提として製造される食品について、販売店で冷蔵状態での賞味（消費）期限を印字するため、製造時に冷凍状態での賞味期限の印字を省略することはできますか。

(答)

食品表示法では、販売時に表示が必要とされており、製造者からスーパー等の販売店に販売される時点でも表示が必要です。このため、消費者に販売されるまでに販売店において表示がなされることを理由として、製造者の表示義務が免除されることはありません。

製造所固有記号 缶底左側の上段に記載

(答)

製造所固有記号の表示については、製造者名又は販売者名の次に連記することを原則としていますが、製造者名又は販売者名の次に当該記号の表示場所を明記し、かつ原則として当該記号が製造所固有記号である旨を明記すれば、容器包装の形態等から判断して、連記しなくとも差し支えありません。

その際、製造所固有記号に加え、これと紛らわしいロット番号等その他の記号を併記する場合にあっては、「製造所固有記号 ○○に記載」と具体的に表示箇所を指定する方法で表示する必要があります。

(表示例)

表示部分

賞味期限 缶底左側の上段に年月で記載
・・・
製造者（販売者） ○○○
製造所固有記号 缶底左側の下段に記載

記載部分

16.4 /
ABC Lot. 1

賞味期限 缶底左側の上段に年月で記載
・・・
製造者（販売者） ○○○
製造所固有記号 缶底左側の上段に記載

16.4 / ABC
Lot. 1

賞味期限 缶底左側の上段に年月で記載
・・・
製造者（販売者） ○○○
製造所固有記号 缶底左側の下段に記載

1604 / Lot. 1
ABC

(加工-27) ~ (加工-41) (略)

(加工-42) 冷凍状態で販売店まで流通し、販売店において販売時に解凍して冷蔵状態で販売されることを前提として製造される食品について、販売店で冷蔵状態での賞味（消費）期限を印字するため、製造時に冷凍状態での賞味期限の印字を省略することはできますか。

(答)

食品表示法では、販売時に表示が必要とされており、製造者からスーパー等の販売店に販売される時点でも表示が必要です。このため、一般消費者に販売されるまでに販売店において表示がなされることを理由として、製造者の表示義務が免除されることはありません。

(加工-43) ~ (加工-59) (略)

(加工-60) 複数の加工食品により構成される製品の原材料の表示方法を教えてください。

(答)

- 1 納豆、添付たれ及び添付からしで構成される納豆製品のような複数の加工食品により構成される製品について、この製品に使用した原材料及び添加物を、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の2及び添加物の項の2の規定に基づき加工食品ごとにまとめて表示することができます。
- 2 なお、原材料名の表示について、食品表示基準別表第4において、別途、原材料名の表示方法が規定されている食品については、これらの規定に従い表示することになります。

【例】「納豆+添付たれ+添付からし」からなる納豆製品

(表示例1)

原材料名	納豆(大豆、納豆菌)、添付たれ(植物性たん白分解物(大豆を含む)、砂糖、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、食塩、醸造酢、昆布エキス)、添付からし(からし、食塩、醸造酢)
添加物	添付たれ(調味料(アミノ酸等)、アルコール、ビタミンB ₁)、添付からし(酸味料、着色料(うこん)、増粘多糖類、香料)

(表示例2)

原材料名	【納豆】大豆、納豆菌 【添付たれ】植物性たん白分解物(大豆を含む)、砂糖、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、食塩、醸造酢、昆布エキス
添加物	【添付からし】からし、食塩、醸造酢 【添付たれ】調味料(アミノ酸等)、アルコール、ビタミンB ₁ 【添付からし】酸味料、着色料(うこん)、増粘多糖類、香料

(加工-61) ~ (加工-79) (略)

(加工-80) 一括名又は添加物の用途を示す名称を物質名表示を行なった上で、付記してもよいですか。

(答)

(加工-43) ~ (加工-59) (略)

(加工-60) 複数の加工食品により構成される製品の原材料の表示方法を教えてください。

(答)

- 1 納豆、添付たれ及び添付からしで構成される納豆製品のような複数の加工食品により構成される製品について、この製品に使用した原材料及び添加物を、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の2及び添加物の項の2の規定に基づき加工食品ごとにまとめて表示することができます。
- 2 なお、原材料名の表示について、食品表示基準別表第4において、別途、原材料名の表示方法が規定されている食品については、これらの規定に従い表示することになります。

【例】「納豆+添付たれ+添付からし」からなる納豆製品

原材料名	【納豆】大豆、納豆菌 【添付たれ】植物性たん白分解物(大豆を含む)、砂糖、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、食塩、醸造酢、昆布エキス
添加物	【添付からし】からし、食塩、醸造酢 【添付たれ】調味料(アミノ酸等)、アルコール、ビタミンB ₁ 【添付からし】酸味料、着色料(うこん)、増粘多糖類、香料

(加工-61) ~ (加工-79) (略)

(加工-80) 一括名又は添加物の用途を示す名称を物質名表示を行なった上で、付記してもよいですか。

(答)

一括名を表示した上で一括名に代えた物質名を併記することや、物質名の表示に添加物の用途を示す名称を付記することは任意表示であり、一括表示枠内に義務表示事項以外の表示をすることは、食品ごとに表示が異なることとなり、混乱を招くおそれがあることから望ましくありません。

ただし、併記又は付記することが消費者にとって分かりやすい表示となる場合は付記しても差し支えありません。その際、一括名を表示した上で一括名に代えた物質名を併記する場合には、表示する当該添加物は一括名の範囲の添加物であることを要し、また、添加物の用途を示す名称についても消費者に誤解を与えるようなものは使用しないようにしてください。

(加工-81) ~ (加工-242) (略)

(加工-243) 詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。

(答)

1 詰め合わせ食品の表示に当たっては、①当該詰め合わせ食品の構成要素である各々の容器包装された食品を販売に供する可能性があるかどうか、又は②販売に供するメインとなる個別食品が存在するかの2点を判断する必要があります。

2 1①の個別食品ごとに販売する可能性がある場合 (単なる寄せ集め食品)
(例：お中元用の飲料詰め合わせ、個別に容器包装に表示された菓子の詰め合わせ等)

個別の構成要素である食品について独立して表示するのが原則です。この際、個別食品に別途一括表示がなされることとなりますが、詰め合わせの外装から個々の表示が確認できない場合、個別食品への表示に加え、外装に表示する必要があります。この際、個別に食品表示のルールがある食品については、必要に応じて食品表示基準別表第4、別表第19及び別表第24の規定に従い、個別食品に表示してください。

3 1②のメインとなる個別食品がある場合 (おまけ付食品)
(例：個包装のドレッシングを添付したサラダ、個包装のたれを添付した豚肉等)

1①の「単なる寄せ集め食品」と同様に表示することを基本とし、さらに、個別食品の一部が未包装の食品からなるものについては、外装に当該個別食品に関する表示を行ってください。

4 2及び3に該当しない食品 (一つの独立した商品として販売される食品)
(例：カップ麺、赤飯セット等)

(1) 全体を一つの食品とみなし、外装に一括表示するのが原則です。この際、各構成要素は加工食品の原材料という扱いになるため、個別食品ごとに義務

一括名を表示した上で一括名に代えた物質名を併記することや、物質名の表示に添加物の用途を示す名称を付記することは任意表示であり、一括表示枠内に義務表示事項以外の表示をすることは、食品ごとに表示が異なることとなり、混乱を招くおそれがあることから望ましくありません。

ただし、併記又は付記することが消費者にとって分かりやすい表示となる場合は付記しても差し支えありません。その際、一括名を表示した上で一括名に代えた物質名を併記する場合には、表示する当該添加物は一括名の範囲の添加物であることを要し、また、添加物の用途を示す名称についても消費者に誤解を与えるようなものは使用しないよう指導されたい。

(加工-81) ~ (加工-242) (略)

(加工-243) 詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。

(答)

1 詰め合わせ食品の表示の基本的な考え方は、以下のとおりです。
(1) 当該詰め合わせ食品が、「一つの独立した食品」としてみなせるか、それとも「単なる寄せ集め食品・おまけつき食品」か判断する。

(2) 基本は個々に表示した上、さらに外装に表示する「単なる寄せ集め食品・おまけつき食品」の表示の方が情報が多いことをふまえ、「一つの独立した食品」に該当する食品であっても、「単なる寄せ集め食品・おまけつき食品」の表示を選択することも可能とする。

2 ばらして販売する可能性がある場合 (単なる寄せ集め) 及びメインとなる個別食品がある場合 (おまけつき食品)
(例：お中元用の飲料詰合せ、個包装された和菓子の詰合せ、ドレッシングを添付したサラダ、豚肉に包装たれを添付した生姜焼きセット等)

(1) 個別の構成要素である食品について独立して表示するのが原則。この際、個別食品に別途一括表示がなされることとなるが、詰合せの外装から個々の表示が確認できない場合、個別食品への表示に加え、外装に表示する。
(2) この際、個別食品ごとに義務付けられる表示については、個別食品に表示する。

(3) 個別食品の一部が未包装の生鮮食品からなるものについては、外装に当該個別食品に関する表示を行う。

3 一つの独立した食品の表示方法
(例：カップ麺、赤飯セット、味付けカルビ等)

(1) 全体を一つの食品とみなし、外装に一括表示するのが原則。この際、各構成要素は加工食品の原材料という扱いになるため、個別食品ごとに義務付けられる表示は適用されない。

付けられる表示（食品表示基準別表第4、別表第19及び別表第24に掲げる表示事項及び表示の方法）は食品を摂取する際の安全性に関する次の表示事項を除き、適用されません。

- ・ 即席めん類に関する事項
- ・ 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項
- ・ 食肉製品（食品衛生法施行令第1条第1項第4号に掲げるものに限る。）に関する事項
- ・ 乳に関する事項
- ・ 乳製品に関する事項
- ・ 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項
- ・ 鶏の液卵に関する事項
- ・ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒（さん）塩を行ったものを除く。）を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項
- ・ 生かきに関する事項
- ・ ゆでがにに関する事項
- ・ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項
- ・ ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒（さん）塩を行ったものを除く。）に関する事項
- ・ 鯨肉製品に関する事項
- ・ 冷凍食品に関する事項
- ・ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項
- ・ 容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が4.6を超え、かつ、水分活性が0.94を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏120度で4分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏10度以下での保存を要するもの
- ・ 缶詰の食品に関する事項
- ・ 水のみを原料とする清涼飲料水に関する事項
- ・ 冷凍果実飲料に関する事項
- ・ 食品表示基準別表第24に掲げる表示事項（玄米及び精米に関する表示事項、しいたけに関する表示事項及び水産物に関する表示事項を除く。）

(2) なお、一つの独立した商品として販売される食品の場合、原則、外装に一括表示するものとしますが、消費者への情報提供量が増える等の場合には、1①、1②のように、外装へ個別の構成要素である各食品について独立して表示することが可能です。ただし、一つの独立した商品として販売される食品が、個別にルールのある食品に該当する場合（即席めんなど）は、これらのルールに従って表示してください。

5 上記詰め合わせの形態にかかわらず、食品表示基準第3条第1項の表の製造

(2) この場合、当該詰め合わせは製造行為とみなされ、表示責任者は詰め合わせをした事業者となる。

所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称の表示については、それぞれ異なる製造所等で容器包装され販売に供する個別食品を詰め合わせる場合、原則、各々の個別食品について表示が必要ですが、一つの独立した商品として販売される食品に該当する場合は、いずれかの個別食品の製造又は加工を行い、かつ、最終的に詰め合わせを行った事業者のみを製造所又は加工所として表示することができます。この場合、表示責任者が詰め合わせ食品の製造又は加工を行う事業者と合意しておく必要があります。

(加工-244) ~ (加工-252) (略)

(加工-253) 製造者と表示責任者(販売者)が異なる場合の表示方法について具体的に教えてください。

(答)

食品表示基準第3条第1項の表に規定しているとおり、一般用加工食品を販売する場合「販売者の氏名又は名称及び住所」に加えて、これまでどおり、公衆衛生上の危害発生・拡大防止の観点から「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」を表示する必要があります。その際、「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」は「販売者の氏名又は名称及び住所」に近接して表示する必要があります。具体的には以下の表示方法が考えられます。

- ① 食品関連事業者が販売者であり、製造者が異なる場合
ア 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

販売者の欄に近接して表示してください。

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■
製造所 ^{※1}	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

- イ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠内に表示した場合の表示例

名称

(加工-244) ~ (加工-252) (略)

(加工-253) 製造者と表示責任者(販売者)が異なる場合の表示方法について具体的に教えてください。

(答)

食品表示基準第3条第1項の表に規定しているとおり、一般用加工食品を販売する場合「販売者の氏名又は名称及び住所」に加えて、これまでどおり、公衆衛生上の危害発生・拡大防止の観点から「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」を表示する必要があります。その際、「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」は「販売者の氏名又は名称及び住所」に近接して表示する必要があります。具体的には以下の表示方法が考えられます。

- ① 食品関連事業者が販売者であり、製造者が異なる場合
ア 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

販売者の欄に近接して表示してください。

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■
製造所 ^{※1}	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

- イ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠内に表示した場合の表示例

名称

原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
製造所 ^{※1}	○○株式会社 東京都千代田区永田町 ●—●—●

ウ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を、製造所固有記号を用いて表示した場合の表示例（例：当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号を表示する場合^{※2}）

製造所固有記号を用いて表示する場合に併せて必要となる表示事項については、必ずしも販売者の欄に近接して表示する必要はありませんが、分かりやすい箇所に表示するようにしてください。

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	□□株式会社 ± A A 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
製造所固有記号	
A A : ○○株式会社▲▲工場 神奈川県 . . .	
A B : ○○株式会社◆◆工場 栃木県 . . .	
A C : ○○株式会社▼▼工場 愛知県 . . .	

エ 輸入品を小分けし、加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称を一括表示部分の枠内に表示した場合の表示例

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
原産国名	△△国

原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
製造所 ^{※1}	○○株式会社 東京都千代田区永田町 ●—●—●

ウ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を、製造所固有記号を用いて表示した場合の表示例（例：当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号を表示する場合^{※2}）

製造所固有記号を用いて表示する場合に併せて必要となる表示事項については、必ずしも販売者の欄に近接して表示する必要はありませんが、分かりやすい箇所に表示するようにしてください。

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	□□株式会社 A A 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
製造所固有記号	
A A : ○○株式会社▲▲工場 神奈川県 . . .	
A B : ○○株式会社◆◆工場 栃木県 . . .	
A C : ○○株式会社▼▼工場 愛知県 . . .	

エ 輸入品を小分けし、加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称を一括表示部分の枠内に表示した場合の表示例

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
原産国名	△△国

販売者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
加工所 ^{※3}	○○株式会社 東京都千代田区永田町 ●—●—●

オ 輸入品を小分けし、加工所所在地及び加工者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

一括表示部分の枠外に表示することも可能ですが、販売者に近接して表示してください。

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
販売者
加工所 ^{※3}

△△国
□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
○○株式会社 東京都千代田区永田町 ●—●—●

- ② 食品関連事業者が製造者である場合（販売者と製造者が同一の場合を含む。）製造者が表示責任者の場合は、製造者の氏名又は名称、製造者の住所及び製造所の所在地を表示すればよい。
- ア 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

製造者の欄に近接して表示してください。

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
製造者
製造所 ^{※4}

□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
○○株式会社 東京都千代田区永田町 ●—●—●

イ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠内に表示

販売者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
加工所 ^{※3}	○○株式会社 東京都千代田区永田町 ●—●—●

オ 輸入品を小分けし、加工所所在地及び加工者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

一括表示部分の枠外に表示することも可能ですが、販売者に近接して表示してください。

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
販売者
加工所 ^{※3}

△△国
□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
○○株式会社 東京都千代田区永田町 ●—●—●

- ② 食品関連事業者が製造者である場合（販売者と製造者が同一の場合を含む。）製造者が表示責任者の場合は、製造者の氏名又は名称、製造者の住所及び製造所の所在地を表示すればよい。
- ア 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

製造者の欄に近接して表示してください。

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
製造者
製造所 ^{※4}

□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
○○株式会社 東京都千代田区永田町 ●—●—●

イ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠内に表示

した場合の表示例

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
製造所 ^{※4}	東京都千代田区永田町 ●—●—●

ウ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を、製造所固有記号を用いて表示した場合の表示例（例：当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名並びに名称及び製造所固有記号を表示する場合※2）

製造所固有記号を用いて表示する場合に併せて必要となる表示事項については、必ずしも販売者の欄に近接して表示する必要はありませんが、分かりやすい箇所に表示するようにしてください。

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
製造者	□□株式会社 ± A A 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
製造所固有記号	
A A : ▲▲工場 神奈川県 . . .	
A B : ◆◆工場 栃木県 . . .	
A C : ▼▼工場 愛知県 . . .	

※1 「製造者」、「製造場所」等の製造した場所が分かるような事項名も可。なお、「加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称」を表示する場合は「加工所」、「加工場所」等の加工した場所が分かるような事項名とする。

※2 製造所固有記号を表示した場合には、食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入者にとっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にとっては、輸入業者の氏名）の項の下欄3に示す一から三までのいずれかを表示しなければならない

した場合の表示例

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
製造所 ^{※4}	東京都千代田区永田町 ●—●—●

ウ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を、製造所固有記号を用いて表示した場合の表示例（例：当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名並びに名称及び製造所固有記号を表示する場合※2）

製造所固有記号を用いて表示する場合に併せて必要となる表示事項については、必ずしも販売者の欄に近接して表示する必要はありませんが、分かりやすい箇所に表示するようにしてください。

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
製造者	□□株式会社 A A 東京都千代田区霞が関 ■—■—■
製造所固有記号	
A A : ▲▲工場 神奈川県 . . .	
A B : ◆◆工場 栃木県 . . .	
A C : ▼▼工場 愛知県 . . .	

※1 「製造者」、「製造場所」等の製造した場所が分かるような事項名も可。なお、「加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称」を表示する場合は「加工所」、「加工場所」等の加工した場所が分かるような事項名とする。

※2 製造所固有記号を表示した場合には、食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入者にとっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にとっては、輸入業者の氏名）の項の下欄3に示す一から三までのいずれかを表示しなければならない

いこととなっている表示例は、同項下欄3の三の事例であり、同項下欄の一又は二に掲げる事項を表示することも可能である。

【参考】食品表示基準第3条第1項

製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）	<p>1・2（略）</p> <p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者（乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同じ。）の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号</p>
---	--

※3「加工者」、「加工場所」等の加工した場所が分かるような事項名も可。

※4「製造場所」等の製造した場所が分かるような事項名も可。

(加工-254)～(加工-299) (略)

(加工-300) 業務用加工食品を業者間で取引する場合、個装には表示をしてあるのですが、その場合、ダンボール箱にも表示をしなければならないので

いこととなっている表示例は、同項下欄3の三の事例であり、同項下欄の一又は二に掲げる事項を表示することも可能である。

【参考】食品表示基準第3条第1項

製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）	<p>1・2（略）</p> <p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者（乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同じ。）の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号</p>
---	--

※3「加工者」、「加工場所」等の加工した場所が分かるような事項名も可。

※4「製造場所」等の製造した場所が分かるような事項名も可。

(加工-254)～(加工-299) (略)

(加工-300) 業務用加工食品を業者間で取引する場合、個装には表示をしてあるのですが、その場合、ダンボール箱にも表示をしなければならないので

すか。また、ダンボール箱には表示をしてあるのですが、その場合、個装にも表示をしなければならないのですか。

(答)

- 1 個装に表示をしてある食品を運搬の目的のみをもってダンボール箱に入れた場合は、そのダンボール箱は運搬のための器具と解されるので、表示義務はありません。
- 2 一方、当該段ボール箱が運搬のための器具ではなく、小売のために包装されたものである場合であって、「原材料名（添加物以外）」、「原料原産地名（必要な場合）」、「原産国名（必要な場合）」について、個装にこれらを表示している場合は、これらをダンボール箱に改めて表示する必要はありませんが、名称、添加物、アレルゲン、賞味期限（消費期限）及び保存方法（必要な場合）、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称については、食品表示基準第13条の規定に従い、指定された場所に表示する必要があります。
- 3 なお、ダンボール箱には表示してあるが、個装に表示されていない商品をダンボールから取り出してスーパーなどで消費者に販売する場合には、食品表示基準により個装（容器包装）への表示が必要です。

(加工-301) ~ (附則-4) (略)

別添 製造所固有記号

I 制度

(固有記号-1) 製造所固有記号制度とは何ですか。

(答)

- 1 食品表示基準では、「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」(※)の表示を義務付けています。
※ 食品の処理工程が加工と解される場合は「加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称」を、輸入品である場合は「輸入業者の営業所の所在地及び輸入業者の氏名又は名称」を、乳である場合は「乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場）の所在地及び乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称」を表示することとなっています。
- 2 この「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」の表示を、あらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有記号の表示をもって代えることができる制度が製造所固有記号制度です。
- 3 製造所固有記号の表示は、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合のように、包材の共有化のメリットが生じる場合にのみ認められます。

すか。また、ダンボール箱には表示をしてあるのですが、その場合、個装にも表示をしなければならないのですか。

(答)

- 1 個装に表示をしてある食品を運搬の目的のみをもってダンボール箱に入れた場合は、そのダンボール箱は運搬のための器具と解されるので、表示義務はありません。
- 2 一方、当該段ボール箱が運搬のための器具ではなく、小売のために包装されたものである場合であって、「原材料名（添加物以外）」、「原料原産地名（必要な場合）」、「原産国名（必要な場合）」について、個装にこれらを表示している場合は、これらをダンボール箱に改めて表示する必要はありませんが、名称、添加物、アレルゲン、賞味期限（消費期限）及び保存方法（必要な場合）、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称については、食品表示基準第13条の規定に従い、指定された場所に表示する必要があります。
- 3 なお、ダンボール箱には表示してあるが、個装に表示されていない商品をダンボールから取り出してスーパーなどで一般消費者に販売する場合には、食品表示基準により個装（容器包装）への表示が必要です。

(加工-301) ~ (附則-4) (略)

(新設)

4 具体的には、以下のとおりです。

① 所在地が異なる複数の自社工場（製造所）で製造した食品に、本社の名称及び所在地を表示する場合

→ 製造所固有記号を用いることにより、自社工場の所在地に代えて表示できます。

② 複数の他社工場（製造所）に製造を委託している販売者が、自社の名称及び所在地を表示する場合

→ 製造所固有記号を用いることにより、委託先である製造者の名称及びその工場の所在地に代えて表示できます。

5 ただし、乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品について、上記

②「複数の他社工場（製造所）に製造を委託している販売者が、自社の名称及び所在地を表示する場合」の製造所固有記号の表示は、認められていません。

6 また、消費者に販売される加工食品又は添加物に製造所固有記号を表示する

場合には、応答義務が課されます。

（固有記号－２）平成28年4月1日に施行される食品表示基準に基づく製造所固有記号の制度とこれまでの制度との違いを教えてください。

（答）

食品表示基準に基づく制度では、主に以下の点がこれまでの制度と異なります。

- ・ 原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合に、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称に代えることができます。
- ・ 製造所固有記号による表示の場合、消費者に販売される加工食品及び添加物には、応答義務が課されます。
- ・ 製造所固有記号の届出は、オンライン（製造所固有記号制度届出データベース）により行います。
- ・ 製造所固有記号の届出については、新規の届出以外に、届け出た内容を変更する届出、取得した当該記号を廃止する届出、当該記号を有効期間後も引き続き使用するために更新する届出があり、これらも全てオンライン（製造所固有記号制度届出データベース）により行います。

（固有記号－３）アイスクリーム、牛乳、チーズ等に販売者の住所及び氏名又は名称と製造所固有記号をもって表示することはできますか。

（答）

乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する場合、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称に代えて販売者の住所及び氏名又は名称と製造所固有記号を表示することは認められません。

II 同一製品

(固有記号-4) 以下の製品Aと製品Bは、「同一製品」に該当しますか。

- ① 「通常販売している製品A」と「原材料及び添加物の配合等規格は製品Aと同一であるが、季節限定パッケージに入れられた製品B」
- ② 「通常販売している製品A」と「原材料及び添加物の配合等規格は製品Aと同一であるが、内容量が異なり、包材の大きさも異なる製品B」
- ③ 「通常販売している製品A」の包材の上にキャンペーン等のシールを貼る場合又は販促品（おまけ）を取り付ける場合

(答)

①、②ともに、包材が異なるため、「同一製品」に該当しません。③は、「同一製品」に該当します。

(固有記号-5) 外見から内容量が分かるものは内容量の表示を省略できる場合がありますが、例えば、表示のない個包装の加工食品を3つ束ねて表示しているものと5つ束ねて表示しているものは、「同一製品」に該当しますか。

(答)

内容量が異なるものは、表示の省略が認められている場合であっても、消費者に提供される商品の規格としては異なるため、「同一製品」には該当しません。

(固有記号-6) 同一規格について、例外となるケースはありますか。

(答)

一年を通じて同量の原材料（生鮮食品）を調達できない等の事情により、時期によって使用する原材料の配合量の順序は同一であるが、配合割合が一部変わるなど、包材の表示内容に変更を及ぼさず、製品規格書に一部例外的記載が盛り込まれる程度であれば、包材の表示に影響しない場合は、「同一の規格」に該当するものと考えます。

III 原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合

(固有記号-7) 「原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に製造所固有記号を使用することができるとなっていますが、「例外」について具体的に教えてください。

(答)

例外としては、下記の取扱いが認められます。

- ① 届出時点では同一製品を複数の製造所で製造を行っていない場合であっても、製造所固有記号の使用に係る有効期間内に複数の製造所で製造することが計画されている場合には、製造を予定している製造所に関する製造計画書を添付して届け出ることによって、「二以上の製造所で製造している場合」と取り扱うこととします。

これは、届出時点では一つの製造所で製造している製品であっても、将来的には複数の製造所で製造する事態が生じ得ることに鑑み、そのような場合には、製造所固有記号を使用することによる包材の共有化という制度趣旨が妥当することから、このような運用を認めるものです。

② 製造された製品を仕入れ、最終的に衛生状態を変化させる行為として小分け作業を行う場所は、従来の食品衛生法において製造所固有記号を使用することができたところですが、食品表示法では「加工所」と取り扱われることから、制度の変更により特定の事業者によりのみ製造所固有記号が使用できなくなるという不利益が生じることを防ぐため、当該小分け行為を行う場所について、同一製品を2以上の場所で加工している場合には、引き続き製造所固有記号の使用を認めることとします。

例えば、うなぎ蒲焼をバルクで仕入れて小分けし、包装するなど衛生状態の変化が生じる場合がこれに該当します。

③ 一つの製造所で製造している場合であっても、他の法令の規定により、最終的に衛生状態を変化させた場所及び当該行為を行った者に関する情報の管理が厳格に行われているような場合であって、かつ、当該法令その他関係法令に基づく表示から最終的に衛生状態を変化させた者又は場所が特定できる場合には、「二以上の製造所で製造している場合」と同様に取り扱うこととします。

(固有記号ー8) 同一敷地内で建屋が異なる2つの自社工場A、Bで同一製品を製造している場合であって、住所が同じとき又は異なるときは、いずれも「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」の要件に該当しますか。

(答)

製造所の所在地等を表示させる際の義務表示は、「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知)において、住所を住居番号まで表示することとしており、建屋名の表示までは義務表示の内容とされていません。よって、住所の住居番号までが同じ場合には、自社工場Aと自社工場Bのどちらにおいても、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を原則どおりに表示した包材を使用できます。この場合には、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」の要件に該当しません。

これに対し、製造所の住所の住居番号までで相違がある場合には、製造所は同一と解されないため、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を原則どおりに表示した場合、自社工場Aにて製造するものと自社工場Bにて製造するものの2種類の包材が必要となります。ここで、製造所固有記号による表示が認められ、包材にプリンター等により各工場の製造所固有記号を印字することができれば、自社工場Aと自社工場Bの包材が共有化されることとなります。

したがって、製造所固有記号の表示による趣旨が妥当しますので、この場合には、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」の要件に該当することに

なります。

(固有記号-9) 自社工場AとBがあり、それぞれにおいて、同一製品を製造しています。自社工場Aの所在地が本社と同じ場合には、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当しますか。

(答)

「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当するためには、製造所固有記号の使用によって包材が共有化される必要があります。

製造所たる自社工場Aが本社と同じ所在地にあっても、自社工場Aを製造所とする製品と、自社工場Bを製造所とする製品とでは、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を原則どおりに表示した場合、2種類の包材が必要となります。ここで、製造所固有記号による表示が認められ、包材にプリンター等により各工場の製造所固有記号を印字することができれば、自社工場Aと自社工場Bにおける包材が共有化されることとなります。

したがって、製造所固有記号の表示による趣旨が妥当しますので、この場合には、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当します。

(固有記号-10) 同一製品を自社工場Aと他社工場B（製造委託）で製造している場合は、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当しますか。また、該当する場合、届出や表示はどのように行えばよいですか。

(答)

「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当するためには、製造所固有記号の使用によって包材が共有化される必要があります。

自社工場Aと他社工場Bは所在地が異なるため、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を原則どおりに表示した場合、2種類の包材が必要となります。ここで、製造所固有記号による表示が認められ、包材にプリンター等により各工場の製造所固有記号を印字することができれば、自社工場Aと他社工場Bにおける製品の包材が共有化されることとなります。

したがって、製造所固有記号の表示による趣旨が妥当しますので、この場合には、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当します。

なお、製造所固有記号の届出については、製造所固有記号制度に係る届出マニュアルをご覧ください。

また、表示の方法については、表示内容に責任を有する者として表示される食品関連事業者の氏名又は名称の次に、「+」を冠して製造所固有記号を表示しますが、この場合、食品表示基準別記様式1の「製造者」又は「販売者」の事項名を省略することができます。この場合の表示例は以下のとおりです。

同一製品を自社工場と他社工場（製造委託）で製造している場合

【「製造者」又は「販売者」の事項名を省略して表示した例】

名称

原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法

●●株式会社 + A a
東京都千代田区霞が関■-■-■

お客様ダイヤル 0120(00)0000

(固有記号-11) 以下の場合、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当しますか。

- ① 中間加工原料を製造する工場と、その後、それを用いて最終製品を製造する工場の2工場で製造する場合
- ② 繁忙期（例えば、年末の1～2か月間）だけ、2以上の工場で製造する場合
- ③ 新商品について、売行きがよい場合には、2以上の工場で製造する予定がある場合
- ④ 届出時には2以上の工場で製造しているが、届出の有効期間内に製造を縮小し、いずれ1工場で製造する予定がある場合

(答)

①については、中間加工原料を製造する工場は、最終的に当該食品の衛生状態を変化させる製造所には当たらないため、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当しません。

②と③については、製造所固有記号の有効期間内に2以上の工場で製造する計画があることから、同一製品につき製造を行うことが計画されている製造所について、製造計画書を添付して届け出るのであれば、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当します。

④の場合、届出時には2以上の工場での製造が行われているため、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当します。

なお、2以上の工場で数種類の製品を製造している場合において、そのうちいくつかの製品が一つの工場のみでの製造になった場合であっても、他の製品は引き続き製造所固有記号を使用することができるため廃止の届出を行う必要はありません。

ただし、将来的に全ての製品が、一つの工場での製造となった時点で、「二以上の製造所」の要件を欠くことになるため、製造所固有記号の使用を止め、記号の廃止の届出を行う必要があります。当該記号の廃止後、計画に変更が生じ、2以上の工場で製造することになり、製造所固有記号を使用する場合には、再度、製造所固有記号の届出を行う必要があります。この場合には、廃止した製造所固

有記号を使用することはできません。

IV 応答義務

(固有記号-12) 製造所の所在地等が製造所固有記号で表示されている場合、消費者は、どのようにして製造所の所在地等を把握すればよいですか。

(答)

消費者は、以下の①又は②の方法で製造所の所在地等を知ることができます。

① 食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3において、製造所固有記号を表示する事業者は、製造所の所在地等の問合せがあった際に回答する者の連絡先、製造所の所在地等の情報が掲載されているウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）又は製造所固有記号が表す製造所の所在地等一覧のいずれかを当該食品に表示しなければならないこととしています。したがって、以下のいずれかの方法で製造所の所在地等を確認することができます。

- ・ 食品にお客様ダイヤル等の電話番号が表示されていれば、その連絡先に問合せを行うこと
- ・ 食品にウェブサイトアドレスが表示されていれば、当該ウェブサイト等にアクセスして確認すること
- ・ 食品のパッケージに製造所の所在地等一覧が表示されていれば、パッケージに表示された製造所固有記号と照合すること

② 消費者庁の製造所固有記号制度届出データベースで検索する（製造所固有記号制度届出データベースは、平成28年4月1日運用開始）。

(固有記号-13) 製造所固有記号で表示される製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者は誰になるのですか。

(答)

原則として、食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者（以下「表示責任者」という。）です。ただし、表示責任者以外の者にお客様相談窓口等が設置されている場合など、表示責任者以外の者が回答した方が消費者に対して的確な情報を提供できるような場合には、表示責任者以外の者が回答する者となることも可能です。この場合、表示責任者は、回答する者と回答内容について合意して

おく必要があります。

(固有記号-14) 製造所固有記号で表示される製造所の所在地や製造者の氏名若しくは名称について、消費者から情報の提供を求められたときには、何をどこまで回答したらよいのですか。

(答)

製造所固有記号を使用しない場合に表示される内容である製造所の所在地や製造者の氏名若しくは名称を回答してください。

(固有記号-15) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトとして、消費者庁のデータベースへのリンクを張ることはできますか。

(答)

製造所固有記号を使用する事業者のウェブサイトなど、独自に必要な情報を掲載したウェブページのアドレス等を表示する必要があります。

なお、自社のウェブサイトと併せて消費者庁の製造所固有記号制度届出データベースを紹介することは問題ありません。

(固有記号-16) 表示されたアドレスのウェブページに製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称そのものを掲載する必要がありますか。

(答)

表示されたウェブサイトのアドレスに製造所固有記号が表す製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称そのものが掲載されていなくても、アクセスしたウェブサイトの見やすい箇所に製造所固有記号情報のリンクが掲載されていれば、特段問題ありません。

(固有記号-17) 食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、製造所固有記号を表示する場合に、別途次の項目のいずれかを表示する必要がありますが、具体的な表示方法を教えてください。

- ① 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）
- ③ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

(答)

(加工-109) の表示例の「お客様ダイヤル」や「当社ウェブアドレス」がそれぞれ、質問中①や②に該当すれば、表示されているとみなされます。また、(加工-253) の①ウ又は②ウの表示例についても同様に、質問中③の表示に該当しま

す。

なお、上記①、②については一括表示枠外に同様の内容を表示することも可能ですが、この場合、一括表示に近接した箇所に表示することが望ましいと考えます。

表示例は、以下のとおりです。

1 お客様ダイヤルが製造所固有記号に関し回答する者の連絡先に該当し、当社ウェブサイトアドレスが製造所固有記号について容易にアクセスできる場合の表示例

(1) 回答する者の連絡先

【一括表示の枠内に表示した例】

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
製造者	●●株式会社 + A a
	東京都千代田区霞が関■-■-■
お客様ダイヤル	0 1 2 0 (〇〇) 〇〇〇〇

【一括表示の枠外に表示した例】

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
製造者	●●株式会社 + A a
	東京都千代田区霞が関■-■-■
お客様ダイヤル	0 1 2 0 (〇〇) 〇〇〇〇

※ 「お客様相談室」や「製造所固有記号についてのお問合せ先」が製造所固有記号に関し回答する者の連絡先に該当するのであれば、表示例の「お客様ダイヤル」の表現を「お客様相談室」や「製造所固有記号についてのお問合せ先」などの表現も可能です。

(2) 製造所の情報を掲載したウェブサイトのアドレス

【一括表示の枠内に表示した例】

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
製造者 ●●株式会社 +A a 東京都千代田区霞が関■-■-■
当社ウェブサイトアドレス http://www.

【一括表示の枠外に表示した例】

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
製造者 ●●株式会社 +A a 東京都千代田区霞が関■-■-■

当社ウェブサイトアドレス

<http://www.>

(3) 回答する者の連絡先及び製造所の情報を掲載したウェブサイトのアドレスを表示した場合

【一括表示の枠内に表示した例】

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
製造者 ●●株式会社 +A a 東京都千代田区霞が関■-■-■
お客様ダイヤル 0120 (〇〇) 〇〇〇〇
当社ウェブサイトアドレス

<http://www.>

【一括表示の枠外に表示した例】

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
製造者 ●●株式会社 +A a
東京都千代田区霞が関■-■-■

お客様ダイヤル 0120 (00) 0000

当社ウェブサイトアドレス

<http://www.>

2 ウェブサイトのアドレスに代わって二次元コードを表示する場合の表示例

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
製造者 ●●株式会社 +A a
東京都千代田区霞が関■-■-■



※ 製造者のウェブサイトのトップページから容易に製造所固有記号の情報にアクセスできるのであれば、表示例の「製造所固有記号についてのお問合せはこちら」の表現を「〇〇食品株式会社ホームページ」などの表現も可能です。

3 ある食品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号を表示する場合の表示例

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
製造者 ●●株式会社 +A a

東京都千代田区霞が関■-■-■

製造所固有記号

A a : ▲▲工場 神奈川県〇〇市・・・・

A b : ◆◆工場 栃木県◎◎市・・・・

A c : ▼▼工場 愛知県□□市・・・・

4 お客様ダイヤルとは別に製造所固有記号の問合せ先を表示する場合の表示例

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
製造者	●●株式会社 + A a 東京都千代田区霞が関■-■-■
お客様ダイヤル	0120 (〇〇) 〇〇〇〇
製造所固有記号	03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(固有記号-18) 固有記号-17の質問中の①及び②に関する事項名は、それぞれ、「お客様ダイヤル」、「当社ウェブサイトアドレス」に限定されるのでしょうか。

(答)

限定されません。「お客様相談室」や「製造所固有記号についてのウェブサイト」など、「お客様ダイヤル」や「当社ウェブアドレス」と同等程度に製造所固有記号に関する問合せ先であることが分かる事項名であれば、差し支えありません。

(固有記号-19) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトアクセスできる二次元コードを表示する場合には、どのように表示したらいいですか。

(答)

二次元コードを表示する場合には、一括表示欄を見やすくすることが望ましいため、一括表示に近接した箇所に表示するのが適切と考えます。この場合、当該二次元コードにアクセスすれば製造所固有記号に関する情報が得られることが分かるよう表示する必要があります。

V 届出の方法等

(固有記号-20) 平成28年4月1日から運用が開始される予定の新しいデータ

ベースへの入力方法等の具体的な手続はどのようになりますか。

(答)

新しいデータベースへの登録方法は、製造所固有記号制度に係る届出マニュアルを作成する予定としていることから、詳細は、そちらを御確認ください。

(固有記号-21) 食品表示基準に基づく製造所固有記号を表示する場合には、改めて届出を行う必要がありますが、その際、廃止された食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「旧制度」という。）に基づき取得している製造所固有記号と同じ記号を届け出ることができますか。

(答)

旧制度に基づき取得した製造所固有記号と同じ記号を届け出することは可能ですが、食品表示基準に基づく新制度（以下単に「新制度」という。）と旧制度の製造所固有記号を区別するため、新制度における製造所固有記号を使用する場合には「+」を冠して表示してください。

(固有記号-22) 製造所固有記号は、新しいデータベースに届出（登録）した日から使用することができますか。

(答)

届出後、消費者庁から手続が完了した旨のメールを送信するので、当該メールが送信された日から使用することができます。

なお、詳細については、製造所固有記号に係る届出マニュアルを御確認ください。

(固有記号-23) 製造所固有記号は5年ごとに更新の届出を必要としていますが、起算日はどの時点になりますか。また、更新の届出は5年の期間が満了する日の何日前からできますか。

(答)

製造所固有記号の更新は、届出日を起算日として5年の期間が満了する日（更新期限）の90日前から届出を行うことができます。

なお、製造所固有記号の更新を行った際の次の起算日は、5年を経過した日（更新期限の翌日）となります。

また、製造所固有記号の更新は、5年の期間が満了する日までに完了する必要がありますが、更新の届出を行ってから手続が完了するまでに10日程度の期間を要しますので、更新の届出は、時間に余裕を見て行うようにしてください。

(例)

起算日：平成28年4月15日（届出日）

更新期限：平成33年4月14日

更新期間：平成33年1月15日～同年4月14日

更新後起算日：平成33年4月15日（5年を経過した日）

更新期限：平成38年4月14日

（固有記号－24）有効期間内に製造所に係る届出情報を変更した場合の更新期限は、当該変更の届出を行った日から起算して5年になりますか。

（答）

有効期間内に製造所に係る届出情報の変更を行った場合であっても、起算日は変わらないので、更新期限も変わりません。

（固有記号－25）製造所固有記号の廃止の届出を行ったのですが、同じ製造所で、再度、同一製品を製造することになりました。この場合、廃止した製造所固有記号と同じ記号で再度届け出することはできますか。

（答）

廃止した製造所固有記号の製造者又は販売者と製造所が同じ場合、廃止した製造所固有記号の使用は認められません。異なる製造所固有記号により届出を行ってください。

（固有記号－26）新たな製造所固有記号の届出について、

- ① 届出先
 - ② 届出に必要な書類
 - ③ 届出の方法
 - ④ 届出が受理されたことをどのようにして知ることができるか
 - ⑤ 届出を行った記号についてデータベースに掲載されていることを確認する際にはどうすればよいか
 - ⑥ 届出に不備があった場合どうすればよいか
- 等届出に係る手続について教えてください。

（答）

①製造所固有記号の届出については、オンライン（製造所固有記号制度届出データベース）により行うこととし、届出先は消費者庁です。

②製造所固有記号の届出にあつては、製造所固有記号制度届出データベースに必要事項を入力し、必要に応じて製造計画書を添付することになります。

③～⑥を含め、詳細については、製造所固有記号制度に係る届出マニュアルを御確認ください。

（固有記号－27）製造所に係る届出情報を変更する場合や製造所固有記号の使用を中止した場合の手続を教えてください。

（答）

製造所に係る届出情報の変更や製造所固有記号の使用を中止する場合の手続に

については、製造所固有記号制度届出データベースにより変更又は廃止の届出を行うこととなります。詳細については、製造所固有記号制度に係る届出マニュアルを御確認ください。

(固有記号-28) 製造所に係る届出情報に変更が生じた場合や製造所固有記号の使用を中止する場合は、速やかに届出を行うこととされていますが、変更や中止した日から何日以内に届け出る必要がありますか。

(答)

変更や廃止の届出は、その原因となる事実が発生した後、遅滞なく行ってください。

(固有記号-29) 製造者又は販売者と製造所固有記号の組合せから製造所を特定することが困難になる場合は、製造所に係る届出情報の変更が認められないとありますが、具体的にどのような場合ですか。

(答)

自らの製造所で製造する場合、製造所固有記号は製造所の所在地を表していることから、届け出た製造所の所在地を変更すると製造者と製造所固有記号の組み合わせから一つの製造所固有記号を複数の製造所で使用することになるため変更することができません。

また、他者の製造所に委託して製造する場合、製造所固有記号は製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表していることから、届け出た製造所の所在地、製造者の氏名又は名称を変更すると販売者と製造所固有記号の組合せから一つの製造所固有記号を複数の製造所で使用することになるため変更することができません。

これらの場合には、同じ製造所固有記号を使用することができないので、当該製造所固有記号の廃止の届出を行うとともに、これまでとは別の記号で新規の届出を行ってください。

【同一記号を使用できる場合の変更】

	製造者		製造所		販売者	
	氏名又は名称	(本社)住所又は所在地	名称	所在地	氏名又は名称	(本社)住所又は所在地
自ら製造する場合	○	○	○	×	/	
委託して製造する場合	×	○	○	×	○	○

※ 「○」：変更可 「×」：変更不可（新規登録）

(固有記号-30) 当社の名称は、英語（ローマ字）表記で法人登記を行っていますが、製造所固有記号の届出に必要な製造者の名称も法人登記している英語（ローマ字）表記の名称で問題ないですか。

(答)

法人登記している名称が英語（ローマ字）表記であれば、差し支えありません。

(固有記号-31) 製造所固有記号制度の基本情報について、食品関連事業者の名称や住所（所在地）はどのように届け出ればよいでしょうか。

(答)

法人の場合の名称は、法人名（法人登記されている名称）を届け出てください。代表者の氏名は不要です。

住所（所在地）については、本社住所（本社所在地）を届け出てください。

個人の場合は、個人の氏名を届け出てください。また、住所については、その個人の生活の本拠を届け出てください。

(固有記号-32) 食品関連事業者の住所（所在地）について、新しい製造所固有記号では、法人の場合、本社の住所（所在地）を届け出ることになっていますが、包材に表示する食品関連事業者（表示責任者）が営業所の場合、住所は、どのように届け出ればよいでしょうか。

(答)

製造所固有記号の届出は、製造所固有記号制度届出データベースにより、次のとおり、基本情報と届出情報を届け出ることになります。

① 基本情報は、表示責任者たる食品関連事業者について、法人名（法人登記されている名称）、本社住所（本社所在地）等を届け出ることになります（代表者の氏名は不要です。）。

② 届出情報は、表示責任者たる食品関連事業者及び表示責任者でない製造者並びに同一製品を製造している製造所について、名称及び住所（所在地）等を届け出ることになります。

届出情報の食品関連事業者については、包材に表示する表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を届け出ることになることから、質問の場合には、表示責任者たる営業所の名称及び住所を届け出ることになります。

なお、表示責任者でない製造者については法人名（法人登記されている名称）及び本社住所（本社所在地）を、製造所についてはその名称及び所在地を届け出ることになります。

詳細は、製造所固有記号に係る届出マニュアルを御確認ください。

(固有記号-33) 製造所固有記号は、屋号のみで届け出ることができますか。

(答)

基本情報における食品関連事業者の氏名又は名称については、屋号や商号での届出は認められません。法人登記をしている場合は法人の名称、法人登記をしていない場合は個人の氏名で届け出てください。

(固有記号-34) 食品を製造している工場を有する食品関連事業者と最終的に衛生状態を変化させる小分け包装を行う工場を有する食品関連事業者とが異なる場合、小分け包装後の食品に係る製造所固有記号の届出に当たり、どちらの食品関連事業者を届け出ることになりますか。

(答)

この場合の製造所固有記号の届出に当たっては、小分け包装を行う工場を有する食品関連事業者（製造者と同様の扱いを受ける加工者）を届け出ることになります。

これは、食品の小分け包装を行った工場が、最終的に衛生状態を変化させる行為（製造又は加工）が行われた場所に該当し、公衆衛生の見地から、その工場を表示する必要があるためです。

(固有記号-35) 製造所固有記号は誰が決めるのですか。

(答)

製造所固有記号は、製造所固有記号の届出において基本情報の登録をする食品関連事業者が決めることとなりますので、製造者が届け出る場合は製造者が、販売者が届け出る場合には販売者が製造者と協議の上で決めてください。

仮に、決定した製造所固有記号が他者と同じ記号であっても問題ありませんが、製造者又は販売者と製造所固有記号の組合せから、製造者又は販売者が複数の製造所に同一の製造所固有記号を使用すると製造所を特定することが困難になるため、一つの製造者又は販売者とが複数の製造所に同一の製造所固有記号を届け出るとは認められません。

(固有記号-36) 製造所固有記号には文字の種類や文字数に制限がありますか。

(答)

製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せであって、文字数は10文字以内となります（「-」、「・」、「.」、「_」、スペースなどの記号等は使用できません。）。

なお、食品表示基準第3条第1項の規定に基づいて製造所固有記号を表示する際は、必ず「+」を冠して表示してください。

(固有記号-37) 製造所固有記号に冠する「+」は、製造所固有記号の一部に当たりますか。

(答)

製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組み合わせによるものに限るとされており、「+」は製造所固有記号には当たりません。

「+」は、旧制度に基づく製造所固有記号と新制度に基づく製造所固有記号とを区別するために、食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3に規定する製造所固有記号の頭に冠するものです。

（固有記号－38）1社の販売者から複数の食品の委託を受けている製造者が、同一製品を複数の製造所で製造している場合、食品ごとに製造所固有記号を変えることはできますか。

（答）

1 製造所固有記号は、原則として、一つの製造所につき一つの製造所固有記号の取得が認められます。したがって、食品ごとに製造所固有記号を変えることは認められません。

2 ただし、一つの製造所が複数の販売者から製造を委託されている場合には、当該製造所と複数ある販売者の組合せごとに、製造所固有記号の取得が必要となるため、一つの製造所に複数の記号が認められます。

3 なお、上記2の場合、それぞれの販売者と製造所の組合せが異なるため、それらの製造所固有記号が同一であることは問題ありません。

（固有記号－39）1社の販売者から複数の製造所に同一製品の製造を委託する場合、それぞれの製造所に対し、同一の製造所固有記号を使用することは認められますか。

（答）

1社の販売者が複数の製造所に同一製品の製造を委託する場合には、原則どおり一つの製造所ごとに、それぞれ異なる製造所固有記号の取得が必要となり、他の製造所と同一の記号を取得することは認められません。これは、異なる製造所で同じ製造所固有記号の使用を認めると、販売者と製造所固有記号の組合せから製造所を特定することが困難になるためです。

（固有記号－40）同一の事業者が、表示責任者として製造者及び販売者の双方の立場になることがあります。例えば、A社が同一製品を自らの製造所Bと他者の製造所Cで製造する場合、製造所Bと製造所Cの製造所固有記号を

いずれも「X」として届け出ることができますか。

(答)

できません。事項名が異なっても、一つの事業者が複数の製造所に同じ記号を使用することはできません。

(固有記号-41) 製造所固有記号の届出に関し、変更や廃止のための届出制度はありますか。

(答)

届け出た内容に変更が生じた場合は、製造所固有記号制度届出データベース上の変更が必要になることから、製造所に係る届出情報の変更の届出が必要となります。また、届け出た製造所固有記号を表示した食品の販売を中止した場合や製造所固有記号の使用ができなくなった場合も、製造所固有記号の廃止の届出が必要となります。

なお、変更や廃止の届出の詳細については、製造所固有記号制度に係る届出マニュアルを御確認ください。

(固有記号-42) 製造所固有記号制度届出データベースによる届出以外の方法による届出は可能ですか。

(答)

製造所固有記号の届出は、製造所固有記号制度届出データベースによる電子届出のみです。書面（郵送等）での届出は受け付けません。

(固有記号-43) 電話で受付状況の問合せができますか。

(答)

電話での受付状況の問合せにはお答えできません。

受付状況については、製造所固有記号制度届出データベースにて御確認ください。

なお、受付が完了した場合には、完了したことをメールでお知らせします。

(固有記号-44) 製造所固有記号の各種届出に、手数料は掛かりますか。

(答)

手数料は掛かりません。

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

(答)

届出の申請数にもよりますが、製造所固有記号制度届出データベースにより食品関連事業者に関する基本情報の登録を行ってから、製造所に係る届出情報の登録が完了するまで、2週間程度です。

VI 表示の方式等

(固有記号-46) 製造所固有記号に冠する「+」は、包材にあらかじめ印刷しておく必要がありますか、それとも製造所固有記号の印字と同時に印字してもよいのでしょうか。

(答)

製造所固有記号の頭に「+」を冠していればよいので、どちらの方法でも構いません。

(固有記号-47) 新しい製造所固有記号については、全角で届出をしていますが、包材に製造所固有記号を表示する際に全角で表示する必要がありますか。

(答)

製造所固有記号を包材に表示する際には、必ずしも全角で表示する必要はありません。ただし、表示は消費者等に読みやすく理解しやすいようにするために、原則として、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイント(6号)以上の文字を使用することが必要です。なお、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものには、日本工業規格Z8305(1962)に規定する5.5ポイント以上の文字を使用することができます。

(固有記号-48)「食品表示基準について」では、同一製品を、製造者が自らの製造所で製造するとともに、他者の製造所に委託して製造する場合には、食品表示基準別記様式1の「製造者」及び「販売者」の事項名を表示をしくとも差し支えないとしています。なぜでしょうか。

(答)

食品表示基準においては、別記様式1による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を認めており、一括表示枠内に一人の者の氏名又は名称及び住所しか表示されていないのであれば、その者が表示内容に責任を有する者であることが明白であり、事項名がなくても同等程度に分かりやすいと判断がすることができると考えられるからです。

VII 業務用食品

(固有記号-49) 業務用食品も同一製品を2以上の製造所で製造していなければ、製造所固有記号を使用できないのですか。

(答)

業務用食品は、

- ① 消費者には販売されないため、消費者が業務用食品の表示を確認して情報を取得することはないこと
- ② 事業者間では規格書等により製品情報の伝達・管理等がされるという商慣習となっているため、事業者において製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称が把握できないという事態は生じないと考えられること

から、同一製品を二以上の製造所で製造していなくとも、製造所固有記号を使用することができます。

また、業務用食品には、製造所固有記号を表示することによって課される応答義務はありません。

なお、業務用食品に製造所固有記号を使用する場合でも、製造所固有記号制度届出データベースによる届出が必要です。

(固有記号-50) 業務用食品に製造所固有記号を使用する場合、「+」を冠して表示しなければならないのでしょうか。

(答)

「+」を冠して表示する趣旨は、旧制度の記号と新制度の記号を区別することにあるので、業務用食品の場合も、新制度に基づいて製造所固有記号を使用する場合にあっては、「+」を冠して表示してください。

VII 経過措置期間の扱い

(固有記号-51) 新たな製造所固有記号制度の施行から経過措置期間中（平成28年4月1日～平成32年3月31日）に、従前の製造所固有記号制度における届出をすることはできますか。

(答)

新たな製造所固有記号制度の施行後は、旧制度に基づいた新規の届出（住所変更に伴う新規の届出を含む。）をすることはできません。

なお、旧制度に基づく新規の届出は、平成28年3月31日（消印有効）までです。

(固有記号-52) 新しい製造所固有記号制度は、平成28年4月1日に施行されますが、旧制度に基づく製造所固有記号の表示の経過措置期間は設けられていますか。

(答)

旧制度に基づき取得した製造所固有記号は、平成32年3月31日までに製造される一般用加工食品及び消費者向け添加物に使用することができます。具体的には以下の場合です。

- ① 食品表示基準附則第2条各号で廃止された基準
- ② 食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3の規定に基づく製造所固有記号の届出をした者（同一製品を2以上の製造所で製造する者）について、製造所固有記号制度届出データベースの運用が開始

した後、当該届出の手続等が完了するまでの間、食品表示基準に基づき表示した包材を使用する場合

③ 旧制度においては製造所固有記号を使用できていたが、食品表示基準の下では製造所固有記号を使用できない事業者が食品表示基準に基づき表示した包材を使用する場合

(固有記号-53) 旧制度に基づく製造所固有記号の届出については、平成28年3月31日までとされていますが、下記のような場合には、旧制度下において届け出た内容と異なるため、旧制度に基づく製造所固有記号による表示はできなくなるのでしょうか。

- ① 市町村合併により住所変更が生じた場合
- ② 有限会社（特例有限会社）から株式会社に変更した場合
- ③ 個人事業主が法人化した場合

(答)

質問中①については、経過措置期間中、旧制度に基づく製造所固有記号の表示が引き続き認められます。

質問中②及び③については、旧制度に基づく製造所固有記号の表示は認められません。そのため、製造所固有記号制度届出データベースで新規の届出をする必要があります。

(固有記号-54) 賞味期限が3年の一般用加工食品の場合、当該製品を平成29年6月に製造すると、賞味期限は平成32年5月になります。賞味期限の平成32年5月は経過措置期間が過ぎていることとなりますが、この場合、平成29年5月の製造時に製造所固有記号の新制度のみが適用されるのでしょうか。

(答)

食品表示基準附則第4条により、平成32年3月31日までに製造される一般用加工食品については、旧制度で取得している製造所固有記号による表示も認められます。

なお、旧制度に基づく製造所固有記号による表示については、(固有記号-52)を参照願います。

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～(GM-12) (略)

(GM-13) 食品表示基準の遺伝子組換えに関する表示ルールはお酒についても適用されますか。

(答)

酒類についても食品表示基準の対象であり、遺伝子組換えに関する表示ルールが適用されます。

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～(GM-12) (略)

(GM-13) 食品表示基準の遺伝子組換えに関する表示ルールはお酒についても適用されますか。

(答)

酒類についても食品表示基準の対象であり、遺伝子組換えに関する表示ルールが適用されます。なお、国税庁において遺伝子組換え食品の表示の基準（酒類における有機等の表示基準（平成12年12月26日国税庁告示第7号））を定めていますので、表示を作成する際には食品表示基準と併せて御確認ください。

(GM-14) ~ (玄米精米-33 (略))

(GM-14) ~ (玄米精米-33 (略))